

## 平成 28 年度事業計画

平成 26 年、国において「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の改正が行われ、「地域包括ケアシステム」の定義が明確に示されたことにより、川崎市においては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、全ての住民を対象とした、都市型の包括的な行政の施策を展開することとなりました。

これまで、地域福祉の推進を担ってきた本会としては、これら行政の取り組みとの整合性を図るため、本会の活動指針である「第 4 期幸区地域福祉活動計画」の策定において、平成 30 年度からスタートする幸区役所の「第 4 期幸区地域福祉計画」との一体化を視野に取り組んでいきます。

また、平成 27 年度より幸区役所で実施している「幸区ご近所支え愛モデル事業」についても、本会としての役割を明確にするとともに、地域住民の課題の解決に向けた取り組みを行っていきます。

「東日本大震災」から 5 年の月日が流れましたが、復興の目途は立っていません。「風化」を懸念する被災地の声に耳を傾け、防災減災への継続的な取り組みと災害時の社協の大きな役割である「災害ボランティアセンター」の運営について、研修等を通じて継続的に行っていきます。

さいわいデイサービスセンターでは、明るく心のこもった接遇、安心・安全・迅速な対応を心掛け、介護負担の軽減、社会参加や交流の場として、また介護度の高い方、医療行為が伴う方々の在宅生活の支援など、ニーズに幅広く対応できるサービス提供拠点の一つとしての役割を担います。今年度は介護保険制度の改正により要支援の認定を受けた方々のサービス利用に変更があり混乱が見込まれ、介護報酬の減額も予想されますが、従来の事業を検証しつつ、引き続き、他機関との連携を強化し、柔軟なサービス提供、職員の知識・技術向上と労働環境の整備、経営の安定化に向け、取り組んでいきます。

「さいわい健康福祉プラザ」と 6 カ所の「老人いこいの家」は、今期（平成 26 年度～30 年度）指定管理者として 3 年目を迎え、折返し点に達しました。これまでの実績を着実に継承しながら、地域福祉の拠点のひとつとして新しい課題への取り組みを進め

てまいります。また、施設の保守管理を適切に行い、総合的な運営の充実に努めます。

本会独自の事業である、住民交流活動拠点「小倉の駅舎陽だまり」や「塚越の陽だまり」は、住民が気軽に利用できる地域の拠り所として、幅広い世代の情報発信拠点としての位置づけを深めて、そこで抽出した地域課題を解決するとともに、新規利用者の開拓にも取り組んでいきます。また、運営側の後継者育成も強化していきます。

社会福祉協議会を多くの住民に理解していただくため、リニューアルしたホームページを有効に活用し、情報の公開と若い世代への本会事業の理解・参加促進を図っていきます。

人々が社会生活を送る中で、制度だけでは解決できない多くの課題があり、それらの解決を図るため、関係機関や地域住民と一緒にとなって取り組んでいくのが社会福祉協議会の役割であり、平成28年度においても、本会が運営している老人いこいの家をはじめ、さいわい健康福祉プラザ、小倉・塚越の陽だまり、さいわいデイサービスセンター、河原町ふれあいデイサービスセンターなどの拠点施設を有効に活用し、地域課題の抽出を行い、その解決を図るため、迅速で丁寧な取り組みに努めます。

幸区に暮らす人々が、地域での問題や課題の解決に向けて主体的に取り組み、安心・安全な「福祉のまちづくり」を実現していくため、以下のそれぞれの事業を推進していきます。

## 重点項目

- 1 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン並びに幸区ご近所支え愛モデル事業における本会の役割の構築
- 2 「第4期幸区地域福祉活動計画」と「第4期幸区地域福祉計画」との一体的な策定の検討
- 3 指定管理者としての施設経営の充実・強化
- 4 住民交流活動拠点の運営強化
- 5 社会福祉協議会の啓発強化と情報の公開

## **実施事業**

### **1 法人運営事業**

会長・副会長会議、理事会、評議員会を開催し、円滑な法人運営を行います。また、各種委員会を開催し各分野での取り組みを推進します。

- (1) 会長・副会長会議の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 評議員会の開催
- (4) 監事会の開催
- (5) 各種委員会の開催
- (6) 会員の増強
- (7) 賛助会員の募集
- (8) 高齢者外出支援乗車事業（高齢者フリーパス交付）の実施（福祉パルさいわい・「小倉の駅舎陽だまり」）

### **【7 在宅福祉活動事業】**

### **2 調査研究事業**

2ヶ年延期し、平成30年度から区役所の「地域福祉計画」と一体的な策定を予定している「第4期幸区地域福祉活動計画」について、アンケートや懇談会、検討会などを実施し、本会のあり方や地域課題の把握に努めます。また、地域包括ケアシステムをはじめとした様々な関連事項について、市の動向を見極めます。

- (1) 懇談会・検討会の開催
- (2) 安定した事業運営のための財源確保及び組織体制の検討
- (3) 理事・監事・評議員研修の実施

### **3 企画広報事業**

広報紙発行等により住民への福祉啓発、情報提供を行います。また、前年度にリニューアルしたホームページの更新頻度を上げ、情報提供の充実に努めます。

- (1) 機関紙編集委員会を開催し「幸区の社会福祉」の発行（全戸配布）
- (2) 区社協通信の発行（会員・登録ボランティアなどへの発送）
- (3) 幸区社会福祉大会の開催
- (4) 区民祭への参加、協力
- (5) 区社協ホームページでの情報提供の充実強化

### **4 連絡調整事業**

全国・関東ブロック・県・市社協、行政機関、福祉関係機関・団体との連携強化と連絡調整を図ります。

- (1) 幸区地域ケア連絡会議等を通じた高齢者福祉関係機関との連携
- (2) 幸区精神保健福祉連絡会等を通じた精神保健福祉関係団体との連携
- (3) 区役所、市民館との子育て支援事業等の連携
- (4) 全国、関東ブロック、県、市等の各社協で開催される関係会議・研修会への参加、

## 協力

- (5) 社会福祉現場実習の受け入れ
- (6) 市社協、市内区社協、かわさき市民活動センター、公園緑地協会等との福祉教育事業等における連携

## 5 助成事業

地区社協やボランティアグループが実施している「高齢者ふれあい活動（会食・配食・ミニデイ活動等）」に事業費を助成します。

## 6 地域福祉活動事業

地区社協における福祉活動充実のための事業費の交付や、区内福祉関係団体との連携による講座等を開催します。また、福祉に関する相談や情報提供の充実を図り、相談から得られた住民の福祉ニーズが事業に反映できるように努めます。

- (1) 地区社協地域福祉活動費の交付
- (2) 区内の障害者作業所等施設関係者との情報交換の場の開催
- (3) 障害者関係等団体との協働による講座等の開催

### 【9 ボランティア活動振興事業】

- (4) 総合的な相談に対応できる資料の収集と情報の提供
- (5) 相談を通した住民の福祉ニーズの把握
- (6) 「みんなで子育てフェアさいわい」への参加・協力
- (7) 子育て支援に関する啓発事業（プラザ祭り等）

## 7 在宅福祉活動事業

公共交通機関の利用が困難な障害者や高齢者を、リフト付き移送車両で外出の支援を行う「移送サービス事業」を実施します。また、移送事業を担う運転ボランティアの養成を行います。

- (1) 移送サービス事業の実施
- (2) 移送ボランティア講座の開催
- (3) 介護者支援のためのリフレッシュ事業の開催
- (4) 高齢者外出支援乗車事業（高齢者フリーバス交付）の実施（福祉パルさいわい・「小倉の駅舎陽だまり」）

### 【1 法人運営事業】

## 8 共同募金配分事業

共同募金の配分を受け、地区社協事業の支援、子育て支援事業、小地域福祉活動の充実に向けた事業を実施します。また、住民交流活動拠点については、「小倉の駅舎陽だまり」と「塚越の陽だまり」の充実した運営に努めます。

- (1) 地区社協の育成と活動支援
- (2) 地区社協連絡会議、役員研修会の開催
- (3) 地区社協等で実施している「会食会」「地域リハビリ教室」「デイケア活動」等への支援協力

- (4) 住民交流活動拠点「小倉の駅舎 陽だまり」の充実した運営
- (5) 住民交流活動拠点「塚越の陽だまり」の充実した運営
- (6) グループ・団体等への活動助成
- (7) 地区社協が実施する子育て支援事業への援助
- (8) 年末たすけあい募金配分事業の実施
- (9) 車椅子貸出事業の実施

## 9 ボランティア活動振興事業

「幸区社協ボランティアセンター」の運営を充実するとともに、住民へのボランティア活動に対する啓発・支援・情報提供等を行い、区内での助け合い活動の推進を図ります。また、併せて幸区社協ボランティアセンターの周知に努めます。

- (1) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (2) ボランティア活動にかかる相談・調整、情報収集
- (3) ボランティア基礎講座、ボランティア・福祉啓発講座の開催
- (4) ボランティア情報の広報（幸区社協ボランティアリーフレットの配布・「幸区の社会福祉」「幸区社協通信」への掲載及びホームページの活用）
- (5) 区内で活動しているボランティア団体・当事者団体等の交流会の実施
- (6) 障害者関係等団体との協働による講座等の開催 【6 地域福祉活動事業】
- (7) 災害時におけるボランティアセンターの役割の検討
- (8) グループ・団体等活動助成の実施
- (9) 福祉体験学習「チャレボラ」等の開催、学校等における福祉教育への情報提供、疑似体験グッズの貸し出しなど、福祉教育への協力と推進
- (10) ボランティア保険・行事保険の受付

## 10 福祉パルさいわい受託事業

福祉パルさいわいが区民の地域福祉活動の拠点として機能するよう管理運営を行います。

- (1) 研修室の貸室
- (2) ボランティアコーナーの利用促進

## 11 川崎市小学校ふれあいデイサービス事業受託経営事業

「河原町ふれあいデイサービスセンター」の運営を河原町地区社会福祉協議会に委託して実施します。

## 12 生活福祉資金貸付業務受託事業

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯などの生活の安定を図るため、神奈川県社会福祉協議会や自立支援機関などの関係機関と密に連携して、世帯の自立に向けた支援を実施します。また、個々の借受者に合わせた償還支援及び償還滞納者への早期対応に努めていきます。

### **1 3 さいわいデイサービスセンター事業**

「必要な人に必要なサービスを提供する」をモットーに掲げ、心のこもったサービスと安定した事業経営を図るため、以下の項目を重点的に取り組みます。

- (1) 新たに始まる「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行と推進
- (2) 知識・技術向上のための人事交流、研修会等への参加と振り返り研修の実施
- (3) 労働環境の整備、加算の取得をはじめとする経営安定に向けた見直し
- (4) 開かれた風通しのよい施設づくり、福祉人材育成の一環として、学生の職場体験授業や資格取得のための実習、様々なボランティアの受け入れ

### **1 4 金品援護事業**

区民からの寄附金、寄託品の受け入れとともに、必要に応じて配分し、事業を実施します。

また、自宅で不要になった福祉用具を必要な方へ橋渡しするリサイクル事業を行います。

### **1 5 老人いこいの家管理経営事業**

指定管理者として3期目、今年度は5年指定の3年目の管理経営を行います。

老人いこいの家を地域の拠点施設として位置付け、高齢者のみならず、幅広い世代が気軽に安心して利用できる施設としての活用を図ります。

- (1) 相談窓口としての機能強化
- (2) 施設の適切な保守管理
- (3) 教養講座の開催に伴う運営方法の見直し検討
- (4) 入浴事業の実施
- (3) 利用者の講座の発表や啓発を目的とした「老人いこいの家まつり」の開催
- (4) 幅広い世代を対象とした事業の企画実施
- (5) 各老人いこいの家運営委員会の開催

### **1 6 さいわい健康福祉プラザ管理経営事業**

今年度から、4期目の3年目（平成26年度～30年度）の指定管理者として、これまでの実績と経験を活かしながら、川崎市さいわい健康福祉プラザ（老人福祉センター）の管理と利用施設としての事業内容の更なる充実を図ります。

- (1) 各種講座（生活・趣味・健康など時代に応じた様々な講座）の開催
- (2) 健康相談・生活相談事業の実施
- (3) 敬老のつどい・プラザ祭り他、季節ごとの歳時や行事の開催
- (4) 登録団体（60団体）への各種部屋の貸出
- (5) 入浴の場の提供
- (6) 健康フェア（医師等の専門職による講演会他健康普及啓発事業）の開催
- (7) 月間広報誌「さいわい健康福祉プラザ便り」の発行
- (8) 利用者満足度調査をはじめとする各講座行事受講者へのアンケートの実施

## **17 日常生活自立支援事業**

本事業では、判断能力が低下している高齢の方や障害のある方が地域の中で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用を援助し、日常的な金銭管理サービス等を提供していきます。「幸区あんしんセンター」として関係機関との連携を密接に行い、事業の啓発・啓蒙を図りながら事業を実施します。

- (1) 福祉サービス利用援助サービスの実施
- (2) 日常的金銭管理サービスの実施
- (3) 書類等預かりサービスの実施
- (4) 日常生活自立支援事業・成年後見制度に関する相談

## **18 その他の事業**

- (1) 神奈川県共同募金会川崎市幸区支会が行う共同募金運動に協力
- (2) 幸区民生委員児童委員協議会への協力
- (3) 「社会を明るくする運動」への協力
- (4) その他、地域福祉推進に必要な事業の実施